

博物館の登録審査基準要項

博物館法（昭和26年法律第285号）（以下「法」という。）第13条第1項に規定する博物館の登録審査に当たっては、次に掲げる基準に基づき行うものとする。

第1 当該申請に係る博物館の設置者が次の1又は2に掲げる法人のいずれかに該当すること。

- 1 地方公共団体又は地方独立行政法人
- 2 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（1に掲げる法人並びに国及び独立行政法人を除く。）
 - (1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。
 - (2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
 - (3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

第2 当該申請に係る博物館の設置者が、法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。

第3 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、法第3条第1項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして次に定める基準に適合するものであること。

- 1 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第3の4及び第5の1において同じ）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し、当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。
- 2 上記1の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- 3 上記2に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- 4 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- 5 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- 6 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- 7 法第7条に規定する文部科学大臣及び都道府県の教育委員会が行う研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

第4 学芸員その他の職員の配置が、法第3条第1項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして次に定める基準に適合するものであること。

- 1 第3の1の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- 2 学芸員が置かれていること。
- 3 第3の1の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

第5 施設及び設備が、法第3条第1項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして次に定める基準に適合するものであること。

- 1 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- 2 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- 3 博物館の規模・展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- 4 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

第6 1年を通じて150日以上開館すること。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。